

議案第185号

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
(平成24年川崎市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「)の」を「)において」に改め、「において衛生工学又は
水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業
用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」
に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」
を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において
衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」
を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第3号中「高等専
門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した

後」の次に「。次号において同じ。」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第６号を同条第８号とし、同条第５号中「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条第４号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については

7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道法施行令の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、この条例を制定するものである。